

よくあるご質問

返礼品の公募についてお問い合わせいただく前に、募集要項・よくあるご質問の内容をよくご確認下さい。なお、お問い合わせは E メール<furupo@beepr.co.jp>にてお願いいたします。

1. ふるさと納税とはどういった制度か？

ふるさと納税の制度の詳細については、下記サイトをご確認下さい。

- ・総務省ふるさと納税ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)

- ・神戸市ふるさと納税公式ホームページ

(<https://furusato-kobe.city.kobe.lg.jp>)

主旨をご理解いただいた上でご応募いただきますようお願いいたします。

2. 返礼品は何点まで応募できるか？

別添「応募要項」の「7. 応募方法 (1) 提出書類 (イ) ①応募申請書」に記載の通り、1事業者あたりの応募品目数は、1回の応募につき10件までとさせていただきます。10件以上の応募申請を行いたい場合、締日以降に再度申請してください。

3. 応募したいと思っておりますが、返礼品の基準を満たしているか分からない。事前に確認したい。

別添「応募要項」の「3. 返礼品の要件」をご確認いただき、基準を満たしていると考えられる場合にはぜひご応募ください。応募書類に基づき、返礼品の公募の審査委員会で判断させていただきます。電話やメールで事前にお問い合わせいただいてもお答えできませんのでご了承ください。

4. 返礼品の基準を詳しく知りたいがどうすればよいか？

【参考資料】の令和5年7月21日付け総税市第80号により通知された「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて」をご覧ください。

<下記、地場産品基準に関する部分の一部抜粋です。>

(地場産品基準)

問17 「当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの」(告示第5条第2号)とは、どのようなものを指すのか。

- 当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記

すること。

○ 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

(認められると考えられる例)

- ・ 区域内で生産された牛乳や果物を 100%使用して、区域外で製造されたジェラート
- ・ 区域内で生産された酒米を 100%使用して、区域外において醸造した地酒
- ・ 区域内の事業者が 100%自社で栽培したリンゴを使用して、区域外の工場加工したリンゴジュース
- ・ 原材料の柑橘のうち 9割以上に区域内で生産された柑橘を使用したジュース

(認められないと考えられる例)

- ・ 製造に用いる牛乳のうち区域内で生産された牛乳を約 1割使用した、区域外製造のアイスクリーム
- ・ 区域内で生産された醤油・ポン酢を使用した、区域外で加工されたもつ鍋・水炊き
- ・ スチール缶の原材料となる鉄を区域内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

問 18 「当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」(告示第 5 条第 3 号)とは、どのようなものを指すのか。

- 当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨や区域内で行われた工程の詳細をポータルサイト上等に明記すること。
- また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則(昭和 41 年大蔵省令第 55 号)において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえること。

(参考) 実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

○ 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

(認められると考えられる例)

- ・ 区域内の事業者が区域外で生産された原材料を使用し、区域内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- ・ 区域外で生産された豚肉を、区域内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品
- ・ 区域外で生産された原材料を用いて、区域内の醸造所において醸造した酒
- ・ 区域外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿（らでん）細工や漆芸を区域内において区域内事業者が施した工芸品

(認められないと考えられる例)

- ・ 海外で生産し、区域内事業者が検品を行っているラジオ
- ・ 区域外で生産されているが区域内の茶商が監修しているペットボトルのお茶
- ・ 区域内事業者がパッケージしている区域外で生産されたフルーツ
- ・ 区域外で生産されたビールに、当該団体オリジナルのシールを貼ったもの
- ・ 区域外から調達したブロック肉を、区域内で単なる切断・パック詰めした精肉
- ・ 区域内での工程が、枝肉の切断である精肉

問18の2 「ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限る」（告示第5条第3号）とあるが、認められない例にはどのようなものがあるのか。

- 例えば、輸入した海外産の牛肉を区域内で熟成させたものや、県外で収穫した玄米を区域内で精白したものを提供することは認められない。

問18の3 告示第5条第3号ただし書について、食肉の原材料となる家畜が「生産」された区域とは、どこを指すのか。

- 食肉の原材料となる家畜が「生産」された区域とは、原材料となる家畜の飼養が行われた区域のことを指し、家畜市場やと畜場等が所在し飼養が行われていない区域は該当しない。

問18の4 無洗米加工は、告示第5条第3号ただし書の「玄米の精白」に含まれるか。

- 無洗米加工は糠の除去を行うものであり、告示第5条第3号ただし書の「玄米の精白」に含まれるものである。

問19 A団体において、製品に係る企画立案まで行い、B団体で当該製品を製造・組立等する場合、告示第5条第3号に該当するものとして、当該製品をA団体の返礼品として良いか。

- 企画立案を行っているという要素のみでは「類するもの」に該当するとは考えられず、当該基準に該当するものではない。

問20 「返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）」（告示第5条第4号）とは、どのようなものを指すのか。

- 当該市区町村から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限り、該当するものであって、単に、他の市区町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市区町村で生産していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。
- 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。
(認められると考えられる例)
 - ・ 当該地方団体の区域を含む複数の地方団体の区域を管轄するJAに区域内で生産された米を出荷して、当該JAが区域外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
 - ・ 区域内で生産後、複数の地方団体を管轄するJAに出荷しており、流通構造上、近隣の団体の生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉
 - ・ 区域内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、近隣の団体の肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉(認められないと考えられる例)
 - ・ 区域内で生産されたものと区域外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

問21 「地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの」（告示第5条第5号）とはどのようなものを指すのか。

- 返礼品等自体が地方団体の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではない。
- また、かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。
- 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。
(認められると考えられる例)
 - ・ 当該地方団体のゆるキャラグッズ
 - ・ 当該地方団体をPRするためのオリジナルのポストカード
 - ・ 当該地方団体をホームとするスポーツチームの応援グッズ(認められないと考えられる例)
 - ・ かつて玩具の一大産地であったことから区域内に所在する協同組合に加盟しているが、現

在では区域内に工場がなく区域外で製造する玩具

- ・ 区域内で創業した事業者が区域外で生産する即席麺
- ・ 当該区域の出身者であるパティシエが区域外で製造する洋菓子
- ・ 包装紙に当該地方団体名が記載されているだけのもの
- ・ 区域外で製造している電子機器類の待受け画面に、当該地方団体の名称やゆるキャラ等を表示させたもの
- ・ アウトドアブランドと連携協定を結び、当該ブランドと当該地方団体がコラボレーションしたロゴを印字した区域外で製造するアウトドアグッズ
- ・ ゴルフによる町おこしの一環として、区域外で製造されたゴルフ用品に当該地方団体のキヤッチコピーを印字したもの
- ・ 市のシンボルマークに使われた色を取り入れた限定カラーのルアー

問22 「前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること」（告示第5条第6号）とは、どのようなものを指すのか。

- 「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断する。
- 「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断する。
- ふるさと納税の募集に際しては、上記の旨をポータルサイト上等に明記すること。また、ポータルサイト等における募集の際には、地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが明白な募集を行うこと。
- 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

（認められると考えられる例）

- ・ 区域内で製造されたそばと区域外で製造されたそばつゆのセット
- ・ 区域内で生産された野菜の詰合せと区域外で製造されたバーニャカウダソースのセット
- ・ 区域内で製造された曲げわっぱの弁当箱と区域外で製造された弁当箱の収納袋のセット

（認められないと考えられる例）

- ・ 区域外で生産された商品と当該地方団体のPR 冊子をセットにしたもの
- ・ 区域外で製造されたビールと区域内で生産されたタオルをセットにしたもの
- ・ 海外製のタブレット端末に区域内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの
- ・ 区域内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの
- ・ 区域内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの

問23 当該地方団体を訪れるための旅行券は、地場産品として認められるか。「その他これに準ずるもの」（告示第5条第7号）に該当するのか。

- 区域内を訪れるための航空券等の交通手段のみを単独で提供する場合は、「区域内において提供される役務」及び「その他これに準ずるもの」のいずれにも該当しない。
- 区域内において提供される役務と、区域内を訪れるための航空券等の交通手段を組み合わせた返礼品等は、当該区域内において提供される役務が、当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合に限り、「その他これに準ずるもの」に該当するものである。
- 具体的には、寄附者が当該地方団体を訪れて、区域内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポンは、これに該当する。
- なお、区域内で提供される役務が宿泊以外であっても、上記考え方にに基づき、区域内を巡る観光ツアーや、区域内におけるレジャー体験などが当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合には、第7号に該当するものとして差し支えない。ただし、区域内における役務が食事の提供のみである場合や、区域内の滞在が短時間となる観光ツアー・レジャー体験など一時的な役務の提供にとどまるものは、これに該当しない（これらの役務の提供を受けるための通常の価格が交通手段の通常の価格を上回る場合を除く。）。

5. 寄附金額を記載する欄がないが、どのように設定すればよいか？

別添「募集要項」の「5. ポータルサイト掲載までの流れ・手続き（3）寄附金額の設定」に記載している基準に基づき、神戸市が寄附金額を設定します。

6. 送料は商品代金に含めるか？

送料を商品代金に含める必要はありません。

また、原則本市ふるさと納税業務委託事業者が提携している配送会社が提供する配送支援サービスをご活用いただき返礼品をご配送いただきますため、返礼品事業者様が送料を設定する必要はありません。

ただし、返礼品事業者様側での配送管理上の都合等により、当該サービスがご利用できない場合、関東方面への配送にかかる送料を目安に、全国一律の設定としております。

7. 返礼品が掲載されればどれくらいの申込があるか？

返礼品が採用となった場合には、神戸市ふるさと納税の返礼品として掲載いたしますが、返礼品の申込を確約できるものではありません。寄附者の方は HP に掲載される情報を見てお申込されるため、たくさんのお申込が来るよう、わかりやすい説明文章や魅力が伝わる写真をご準備ください。

8. 掲載できるふるさと納税ポータルサイトの種類は？

返礼品が採用となった場合には、「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「ANA のふるさと納税」、「ふるなび」、「ふるさとパレット」、「ふるぽ」、「au Pay ふるさと納税」、「セゾンのふるさと納税」、「G-Call ふるさと納税（※）」、「さとふる」、「JRE MALL ふるさと納税」に掲載できま

す。(令和6年度開始時点)

ただし、「さとふる」はその他のポータルサイトと運用が異なるため、神戸市より掲載に必要な手続き等詳細について、順次ご案内いたします。

(※) G-Call ふるさと納税に掲載される返礼品は、G-Call ふるさと納税を運営する株式会社ジーエーピーにより選定されているため、一部返礼品のみの掲載となります。

9. 委託事業者との契約について具体的にどのようにすればよいか？

委託事業者との契約の詳細については、売買契約の内容となります。電子契約での締結となりますので、クラウドサインより送信された契約書の内容をご確認のうえ、契約を進めてください。

10. 返礼品が採用された場合、継続して掲載されるためには毎年応募が必要か？

一度採用した返礼品については、原則として翌年度の応募は不要でそのまま掲載いたします。申込状況、返礼品発送の対応状況等によっては掲載を取りやめる場合もございます。詳しくは別添「募集要項」の「8. 契約の締結」をご確認ください。

11. 委託事業者やふるさと納税サイト掲載について手数料の支払いは発生するか？

委託事業者への事務の委託や、ふるさと納税のサイトの掲載について、返礼品事業者様に手数料を負担していただくことはありません。